

非公式訳

投資委員会布告

第 9/2567 号

件名：地域および社会開発のための投資奨励措置

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

競争力向上のために現地組織（Local Organizations）と協力し全体的に地域および社会を開発し、健やかで自立した生活ができるように草の根レベルで人々の生活の質を向上させ、PM2.5 粉塵問題を持続的に軽減するために森林管理により環境を向上することにおいて事業者の参画・支援を図るために推進することを目的とし、投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条および第 31 条の権限に基づき、以下のよう to 発布する。

第 1 項 仏暦 2567 年（2024 年）2 月 7 日付投資委員会布告第 1/2567 号「地域および社会開発のための投資奨励措置」および仏暦 2567 年（2024 年）4 月 22 日付投資委員会布告第 6/2567 号「農業部門からの PM2.5 粉塵問題を軽減するための地域および社会開発のための投資奨励措置の改定」を廃止する。

第 2 項 本措置は被奨励プロジェクトか否かにかかわらず既存のプロジェクト、または投資奨励申請を行い法人所得税免除の恩典が付与される新規投資プロジェクトに適用する。なお、本措置に基づく奨励申請時点で投資委員会が定めた投資奨励対象業種に該当する事業であること。

第 3 項 現地組織（Local Organizations）への支援のためのプロジェクトの最低投資金額が（土地代および運転資金を除く）500 万バーツ以上であり、各現地組織ごとに 50 万バーツ以上支援すること。

第 4 項 支援を受ける現地組織（Local Organizations）とは、関連機関、地方自治体、公立教育機関、もしくは公立病院に登録した、農業・全体的水資源管理・地域製品・地域観光・環境・教育・公衆衛生事業のいずれかに該当する事業を営んでいる地域内の協同組合、コミュニティ企業（Community Enterprises）、社会的企業（Social Enterprise）または農家グループを意味する。なお、公立研究機関または教育機関と協力して現地組織（local organizations）を支援する場合を含む。

第 5 項 地域および社会へのメリットを示し、現地組織（Local Organizations）の製造またはサービス提供の競争力向上、全体的水資源管理、持続可能な農業開発、または環境・教育・公衆衛生の向上のための支援に関する、現地組織（Local Organizations）との協力計画を提出すること。以下の場合に関しては関連機関の同意を得ること。

5.1 全体的水資源管理の支援の場合、干ばつ被害が多発している地域または水害が多発している地域のみを対象とする。また水資源管理計画はタイ国家水資源局（Office of the National Water Resources）の同意を得ている事とし且つタイ国の水資源管理計画に適合すること。

5.2 持続可能な農業開発の支援の場合、実施計画は農産品食品規格基準局（National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards）などの関連機関の同意を得ること。

5.3 森林管理または PM2.5 粉塵問題の持続的な軽減による環境向上の支援の場合、実施計画は天然資源・環境省の同意を得ること。

第6項 事務局が定めた現地組織（Local Organizations）への支援の投資金額は以下のように計算する。

6.1 製造またはサービス提供の競争力向上のための支援の場合は、工場建設費、機械・設備費用、教育訓練費用など。

6.2 全体的水資源管理のための支援の場合は、貯水池の掘削や砂防堰堤の建設・改修や地下水の井戸の掘削・改修・メンテナンス・洗浄を支援するための費用など。

6.3 持続可能な農業開発のための支援の場合は、機械・設備費用、温室効果ガスの量の削減のための農業の先端技術および持続可能な開発のための生産効率向上

用の技術に関する教育訓練費用、表土整地や稲わらと稲株の処理や収穫や土壌・水質の分析や製造工程での適正かつ安全的な化学物質の使用などの土地管理技術を使用するプロセスに関連する費用、米の品質検定・保証のための費用、温室効果ガス排出量の削減結果のモニタリングと評価にかかる費用など。

6.4 環境向上のための支援の場合は、地域のゴミ分別用の道具や設備を支援するための費用など。

6.5 PM2.5 粉塵問題を持続的に軽減するための森林管理の場合は、湿潤な森林火災に対する障壁の建設、砂防ダムの建設、森林火災用消火用具や設備の支援、森林火災の予防・制御に関する訓練など。

6.6 公立病院への支援の場合は、医療機器・装置を支援するための費用、診察室や病室の建設・改修の費用など。

6.7 公立教育機関への支援の場合は、教室や実験室の建設・改修の費用、または教育用のツールや機器を支援するための費用など。

ただし、他の政府機関に税制上の恩典を重複申請するために使用される費用は対象外とする。

第7項 恩典

7.1 法人所得税の免除および減税期間が終了したプロジェクト、もしくは法人所得税免除の恩典が付与されていないプロジェクトである既存の被奨励プロジェクトの場合

7.1.1 既存事業による収入が対象で、投資金額（土地代および運転資金を除く）の 120%を上限とし、法人所得税を 3 年間免除する。法人所得税免除額は、事務局が定めた現地組織（Local Organizations）に対して実際に支援した投資金額（土地代および運転資金を除く）より計算される。

7.1.2 法人所得税の免除期間は奨励証書発給後、収入が発生した日からとする。また、奨励証書発給日より 3 年以内に認可された計画通りに実施を完了させること。

7.1.3 税制以外の恩典

7.2 法人所得税免除の恩典期間が終了していない既存の被奨励プロジェクト、もしくは投資奨励申請を行い法人所得税免除の恩典付与の対象とする新規投資プロジェクトの場合

7.2.1 既存事業による収入が対象で、投資金額（土地代および運転資金を除く）の 120%を上限とし、追加で法人所得税を免除する。法人所得税免除額は、事務局が定めた現地組織（Local Organizations）に対して実際に支援した投資金額（土地代および運転資金を除く）より計算される。

7.2.2 場合によって奨励証書発給日またはプロジェクトの改定認可日より 3 年以内に認可された計画通りに実施を完了させること。なお、法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。

第 8 項 砂糖の製造事業の場合

8.1 業種 1.2.7 砂糖の製造において投資奨励を申請したプロジェクトは本措置に基づく恩典が申請できるが、サトウキビ伐採のための機械と設備の支援、燃焼を軽減するのに役に立つサトウキビの葉を圧縮してバイオマス発電所に送ることなど事務局が同意した農業部門からの PM2.5 粉塵問題の軽減への支援の場合に限る。また、仏暦 2568 年（2025 年）の最終営業日までに投資奨励を申請すること。

8.2 同一プロジェクトに産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry）に基づき機械入れ替えおよび自動化、代替エネルギー使用または環境負荷軽減、およびインダストリー4.0 への向上の分野において投資奨励を申請できる。

第 9 項 本布告は布告の発布日以降に提出される奨励申請書に適用する。

発布日：仏暦 2567 年（2024 年）6 月 28 日

ピチャイ・チュンハバジラ

（ピチャイ・チュンハバジラ）

副首相

投資委員会委員長